



熊取町のマスコット
メジャーナちゃん

熊取町で新たに
がんばる事業者
を応援します。

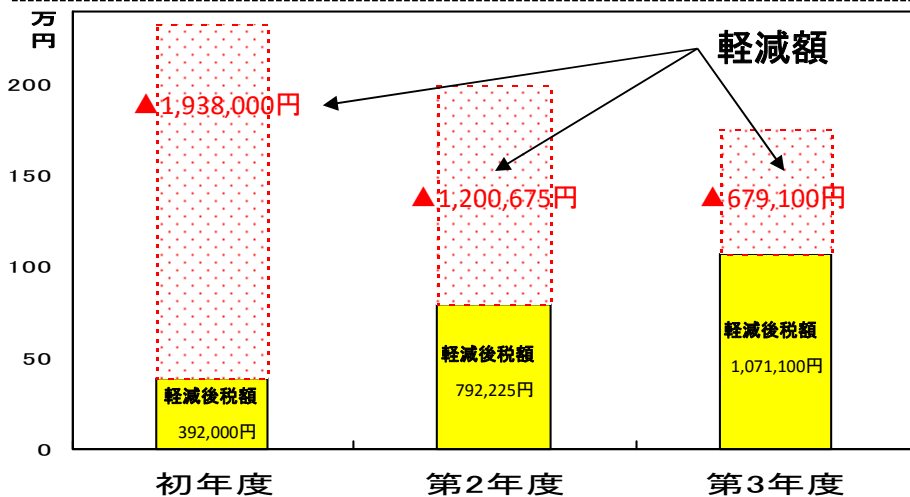
熊取で新たに事業を 始めませんか？

熊取町への進出にあたり 固定資産税を3年間軽減します！

(初年度：▲100%、第2年度：▲75%、第3年度：▲50%)

軽減のイメージ

想定
 ・償却資産：取得価額1億円の機械（法定耐用年数7年）
 ・家屋：工場（建物）の固定資産税評価額3千万円
 ・土地：2,000㎡（建物の敷地投影面積1,000㎡）で固定資産税評価額8千万円 の場合
 ※建物の敷地投影部分の除く土地（1,000㎡）については、軽減の対象となりません。



本来の税額	6,073,100円
軽減額	▲3,817,775円
軽減後税額	2,255,325円

3年間トータルで
▲3,817,775円
の軽減！

進出後の、
設備投資の場合も
軽減されるよ！



対象業種

- 製造業 ○道路貨物運送業 ○こん包業 ○卸売業
○旅館業(下宿営業を除く) ○学術・開発研究機関

適用要件

減価償却資産（一連の設備である建物及び償却資産）の取得価額の合計額（1月から12月までの間における1年間の合算額）が2,700万円を超える設備投資（進出後の設備投資を含む※1）を行うこと※2及び従業員※3に占める本町住民の割合が2割を超えていること。

（※1）設備更新の場合は、おおむね30%以上の生産能力が増加する場合に限ります。

（※2）道路貨物運送業、こん包業、卸売業の場合は、設備投資に伴って、雇用者（日々雇い入れられる者を除きます）が15名超増加する場合に限ります。

（※3）従業員とは、労働者名簿の調製が必要な労働者（日々雇い入れられる者を除く）です。

（*）土地は平成25年1月2日以後に取得したもの。また、取得後1年以内に家屋の建設に着手された場合に限ります。

適用区域

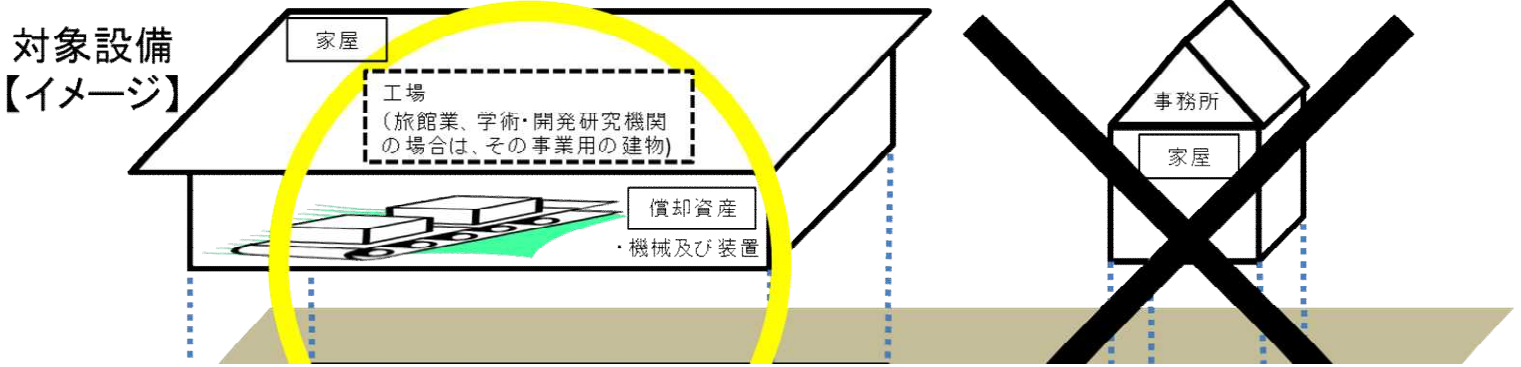
町内全域

適用開始

平成25年1月2日以降の新たな設備投資(平成26年度の課税分)から

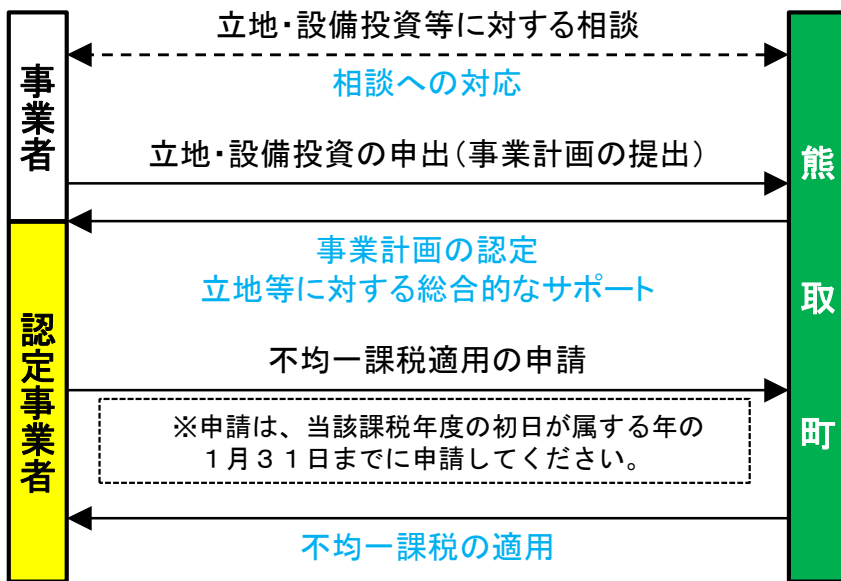
軽減の対象となる固定資産

家屋	製造業：工場用の建物 道路貨物運送業：車庫用・作業場用・倉庫用の建物 コンビニ業、卸売業：作業場用・倉庫用の建物 旅館業：その事業の用に供する建物 学術・開発研究機関：その事業の用に供する建物
償却資産	機械及び装置
土地	上記家屋（建物）の敷地投影部分 ※取得の日の翌日から起算して1年以内に建物の建設の着手があった場合に限りです。



対象業種、適用要件、軽減の対象となる固定資産など、詳細については、以下のワンストップサービス窓口までお問い合わせください。

手続きの流れ



事業者の方を積極的にサポートします！
お気軽にご相談ください。



熊取町

お問い合わせ先：総合政策部企画経営課（ワンストップサービス窓口）

TEL：072-452-9016（直通）

FAX：072-452-7103

e-mail：kikaku-keiei@town.kumatori.lg.jp